

「カーボンリサイクル実現を加速するバイオ由来製品生産技術の開発」  
研究開発項目②生産プロセスのバイオフィアウンドリ基盤技術開発  
に係る公募要領

2021年3月30日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

材料・ナノテクノロジー部

### 【受付期間】

2021年3月30日(火)～2021年6月28日(月) 正午 アップロード完了

### 【提出先および提出方法】

■Web 入力フォームから、必要情報の入力と提出書類（「4. (4) 提出書類」）のアップロードを行ってください。

<Web 入力フォーム>

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/8kzi6bon8e2z>

■他の提出方法（持参・郵送・FAX・電子メール等）は受け付けません。

■提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。また、再提出の場合は再度、全資料を再提出してください。

■再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。

■アップロードするファイルは、全てPDF形式で、一つのzipファイルにまとめてください。

### 【留意事項】

■登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるため、受付期間内に完了させてください。

■入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。

■通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

「カーボンリサイクル実現を加速するバイオ由来製品生産技術の開発」  
研究開発項目②生産プロセスのバイオフアウンドリ基盤技術開発に係る公募について  
(2021年3月30日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、2020年度から2026年度まで「カーボンリサイクル実現を加速するバイオ由来製品生産技術の開発」プロジェクトを実施しています。基本計画に示す研究開発項目②「生産プロセスのバイオフアウンドリ基盤技術開発」において、2021年度から新たに開始する事業への参加を希望される方は、本公募要領に従いご応募ください。

## 1. 件名

「カーボンリサイクル実現を加速するバイオ由来製品生産技術の開発プロジェクト／生産プロセスのバイオフアウンドリ基盤技術開発」

## 2. 事業概要

詳細は別添「基本計画」を参照ください。

### (1) 概要

微生物機能を活用した物質生産の実用化を促進させるため、発酵槽での培養条件の検討や生産ターゲット物質の試作等に利用可能なバイオ生産実証拠点（以下、「バイオフアウンドリ拠点」という）を関東圏に形成し、運用するとともに、バイオフアウンドリ拠点を活用したもののづくり人材の育成プログラムを整備する。

### (2) 目的

バイオ戦略に掲げるグローバルバイオコミュニティ（※1）の一環として、関東圏における産学でのバイオ研究開発・実証を推進する拠点形成を実行する（※2）。本事業によりアカデミアやスタートアップ企業が開発した有用なスマートセルのスケールアップ可能性を検証する場を提供し、基礎研究と事業化の間の死の谷を越えて、商用生産にまで到達できるシーズを増やすことを目的とする。また、プロジェクトに参画する様々な企業が拠点を活用した実証を行うことにより、バイオ生産の既存企業のさらなる発展と新規参入を促進しバイオエコノミーの拡大を図る。

（※1）バイオ戦略2020（基盤的施策）のポイント

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tougou-innovation/dai7/siryo2-1.pdf>

（※2）経済産業省バイオ小委員会報告書「バイオテクノロジーが拓く『第五次産業革命』」 p.34-37

<https://www.meti.go.jp/press/2020/02/20210202001/20210202001-1.pdf>

### (3) 取組

本プロジェクトの研究開発の一環として、微生物機能を活用した物質生産の実用化を促進させるため、発酵槽での培養条件の検討や生産ターゲット物質の試作等に利用可能な共用バイオフアウンドリ拠点を関東圏に形成し、バイオフアウンドリ機能を向上させるためのバイオ生産関連技術開発と拠点での実証を行う。また、ものづくり人材育成の場としての役割も果たす。特に、ものづくり人材育成に関しては、本プロジェクトにおいて2020年度から実施体制を決定して取り組んでいる実施者との有機的な連携により行うこととする。

### (4) 特記事項

以下の内容について、提案書1-2.研究開発の内容・達成目標に実施項目を設定して記載してください（青地で記載されている例を参照）。

## 1) 関東圏バイオフィアウンドリ拠点として最低限備える機能等

- ・ フラスコレベルで得られた生産ターゲット物質の生産検討結果を、事業化を想定した大型発酵槽で再現させるための効率的なスケールアップ用試験設備として、合計容量1,000 L以上の大型発酵槽を有すること（培養条件検討に使われる100 L以下の発酵槽は含めない。主発酵槽への段階的な拡大培養に必要な小型発酵槽は含める）。但し、単基容量として1,000 L以上の発酵槽を新設する場合は想定する生産実証ターゲットとともに必要性・実現可能性（後年度の維持負担の観点も含む）を提案書に記載すること。
- ・ 好気性微生物の培養が可能な通気攪拌型の発酵槽を有すること。
- ・ 炭素源などの流加培養が可能で、一般的な産業用微生物の高密度培養が可能なこと。
- ・ 発酵プロセスを、温度、pH、溶存酸素濃度の計測を通じて制御可能なこと。
- ・ 発酵槽内の培養液から、微生物菌体を分離するための設備・装置を有すること。
- ・ ラボレベルのジャーファーマンターでの培養結果（生産菌の生育、ターゲット物質の生産性）を、事業化を想定した大型発酵槽で再現させるためのスケールアップに対応すること。
- ・ 最低限上記設備を有し、発酵槽での培養条件検討に必要な機器・装置・設備等や支援人材を配置し、拠点利用によってバイオ生産実証を実現できるようにすること。
- ・ 本プロジェクトですでに採択されている（または今後採択される）バイオ生産実証テーマについて、NEDOと協議の上、その実証に協力できる拠点であること。
- ・ 遺伝子組換え微生物の使用・取扱いに対応できるよう、各種法令・規制に対応していること。
- ・ 施設、または発酵槽等から発生する廃棄物・排水・排出ガス・大気汚染物質等を、各種法令・規制に従い処理できること。また、本事業で新規取得する施設や発酵槽等について各種法令・規制に対応すること。
- ・ 情報やバイオリソースを含め、秘密が守られる環境・体制がとられていること。バイオフィアウンドリ運営者と利用者を明確に区分し、利用者の営業・技術等に係る情報が他の利用者に漏洩しないようファイヤーウォールを設けるなど、秘密保持の観点からの運営ルールを整備すること。

## 2) 拠点形成の他実施すること

### ● バイオフィアウンドリ機能の検証

- ・ バイオフィアウンドリに求めるスケールアップ機能を示すため、2022年12月末までに少なくとも1例以上の企業等の具体的なターゲット物質による検証結果を公表すること。2022年12月末までに結果を出す検証用テーマ（生産微生物、生産ターゲット）は、提案者が計画に含めて提案すること。この検証は新設する大型発酵槽でも検証すること。また、提案者が保有する大型発酵槽を本事業で活用する場合は、最大容量の大型発酵槽でも検証すること（但し、当該大型発酵槽の容量が、新設発酵槽の容量よりも小さい場合は、検証は不要）。
  - ・ 2022年度以降毎年12月末までに新たなユーザー又は新たなターゲット物質でスケールアップを含むバイオフィアウンドリ機能を検証した実績を公開すること。ただし、拠点ユーザーの事業戦略に係る情報（企業名・物質名等）の扱いに配慮した公開の仕方とする。
  - ・ 拠点利用による実証テーマ候補（ユーザー）を拡充する活動を行うこと※。
- ※2022年度以降、NEDOが追加公募等により関東圏バイオフィアウンドリ拠点を活用する

バイオ生産実証テーマを拡充する予定である。採択される実証テーマは拠点において共同で実施することになるため、提案するバイオファウンドリが年間で受け入れ可能なバイオ生産実証テーマ数やスケジュールを提示すること。

● バイオ生産実証

- 2022年度以降、本プロジェクトの研究開発項目③での追加公募により採択されるバイオ生産実証テーマを扱うことにより、拠点運営側に発生する人件費、新たな実証テーマ受け入れ準備・機能拡張等の費用は研究開発項目②（本提案）側の費用に計上する。提案段階では、拠点での実証テーマ受け入れ計画を想定し必要予算を積算すること。その際、想定する実証テーマ例を例示した計画とすること。
- 拠点利用に係るユーザー機関の費用等は、「バイオ生産実証拠点（バイオファウンドリ）のユーザー類型」（下表）のとおりとする。また、試行ユーザー機関（類型3）テーマへの一部利用は可能とするが、実施テーマ選定において特定の機関を優先することなく公平性を担保すること（カルタヘナ法対応等、特別な事情がある場合を除き申請順とする等）。類型2ユーザーの実証テーマの計画を優先し、空いている時間で類型3ユーザーの利用を行うこと。ファウンドリで生産実証するテーマのユーザー類型に限らず、管理簿を整えるなど取得財産を善良な管理者の注意をもって管理、運用すること。

表：バイオ生産実証拠点（バイオファウンドリ）のユーザー類型

	ファウンドリ構築・運営提案体制に含める必要性	拠点利用にかかる費用負担	備考
類型1：研究開発項目2に入るユーザー	有り	100%NEDO負担 (研究開発項目2の必要経費として計上)	・2022年12月末までに少なくとも1例以上の企業等の具体的なターゲット物質によるスケールアップ機能検証結果を公表すること。ここでの検証用テーマ（生産微生物、生産ターゲット）は、ファウンドリ運営機関が計画に含めて提案すること。 ・検証テーマを提供する企業はスケールアップ機能を検証する役割で提案体制に入ること。2022年度までで終了し、実施体制からは抜ける。
類型2：研究開発項目3に入るユーザー（NEDO助成型）	無し	(機関によって分類)	・NEDOが募集する ・費用面でNEDO補助が受けられ、ファウンドリでの実証研究がNEDO補助なしよりも優先的にスケジュールされる。 NEDO主催マッチングイベントなどで成果普及を行える。 PL/SPL/技術推進委員からのアドバイスが受けられる。
①大学・国研・公益法人単独	-	100%NEDO負担	・パートナー企業を呼び込むためのデータ取得・試作を支援 ・100万円以内/件、1年以内（予定）  ・総事業費1億円以内/件、2年以内（予定）
②中小・ベンチャー	-	2/3NEDO負担	
③大企業	-	1/2NEDO負担	
類型3：試行ユーザー機関	無し	試行ユーザー機関負担	・ファウンドリ機能改良・拡張に資するフィードバックをすること ファウンドリ利用によって得られるデータはファウンドリ機能改良に拠点運営者が利用することを承諾すること。 ・本NEDO事業による採択を受けていない事業者はNEDO事業内実施者より優先度は低くなる。 ・ファウンドリ利用費用は実費相当。 ・ファウンドリ利用事例としてユーザー事業戦略に関わる情報（企業名・物質名等）を伏せるなど工夫した上で対外的に公表する協議に応じること。 ・NEDOに対しては求めに応じて実施内容を開示すること。

● 周辺技術開発

- 例えば、拠点ユーザーの多様なバイオ生産実証テーマに対応できるよう、バイオプロセスの計測・制御技術、バイオプロセスの計測により得られるデータの活用技術、

多様な原料の前処理技術、分離・精製技術等のバイオフィアウンドリ機能拡充のための技術開発を計画に含めることができる。提案する技術については、バイオ生産実証テーマへ適用し、2024年12月末までにバイオフィアウンドリの機能拡充を完了させること。

- ・ 付帯設備、分離・精製設備、その他バイオフィアウンドリ機能拡充及びその向上に関わる研究開発提案は、予算の範囲内において実行可能かつユーザー拡大が期待される提案を行うこと。
  - ・ 採択されたバイオフィアウンドリが開発中に新たに提起する機能拡張のための技術開発課題は、受託者へのテーマ追加または追加公募により課題解決を行う。
- バイオフィアウンドリ拠点を活用したものづくり人材の育成
- ・ 関東圏バイオフィアウンドリの設備を活用して産業界のニーズを十分に踏まえたものづくり人材育成の場としての役割を果たすこと。採択後、NEDOの要請に従い、2020年度に採択されている実施者の人材育成関連取組と有機的に連携すること。

### 3) その他

- ・ 建屋建設、機器・装置などの購入・設置などに関わる費用について、拠点形成に必要な見積もり額は、応募前に十分に調査するものとし、採択後に正当な理由無しに拠点形成計画案の縮小と判断される変更をしないこと。
- ・ バイオフィアウンドリ拠点到応募者の既存の資産を活用することは可能だが、本事業の目的を遂行するために優先的に利用できるものに限る。ユーティリティ（生産設備を稼働させるために必要な各種エネルギー：電気、蒸気、圧縮空気、工程水等）、排水・廃棄物処理などに必要な既存設備は、本事業への優先利用は必要としないが、事業計画の遂行に支障を生じさせない程度の十分な能力を有すること。
- ・ 最新技術の活用、ものづくり人材育成、バイオ生産実証に関して、本プロジェクトにおいてすでに採択されている（または今後採択される）実施者と連携すること。提案された内容の一部が、本プロジェクトにおいてすでに採択されているものと近い場合には、重複排除のためその内容は非採択とするか、採択済み実施者との調整を必要とする。
- ・ 拠点を運営する際には、公平性を確保するために、公的な第三者機関との連携により中立的な立場からの指導・助言を仰ぐ体制を構築する等の工夫を行うこと。
- ・ 「カーボンリサイクル実現を加速するバイオ由来製品生産技術の開発」プロジェクトの事業目的に照らし、本事業の実施期間（2021-2026年度）終了から2030年3月末まで、バイオフィアウンドリを自主的に運営するにあたっては、アカデミアやスタートアップ企業の利用が促進されるようなインセンティブ（例えば実費相当での利用を可能とする運用等）等を考慮すること。
- ・ 本研究開発はグローバルバイオコミュニティ圏の構成要素（※）に大きく関係することを理解の上、提案すること。内閣府によりグローバルバイオコミュニティのネットワーク機関が認定された場合は当該機関と連携を図ること。

※バイオ戦略2020（基本的施策）[https://www8.cao.go.jp/cstp/bio/bio2020\\_honbun.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/bio/bio2020_honbun.pdf)

### (5) 事業期間

「カーボンリサイクル実現を加速するバイオ由来製品生産技術の開発」プロジェクト全体の研究開発期間としての2020年度から2026年度のうち、本公募で提案ができる事業期間は

2021年度から最大2026年度まで（最終年度は2月末で終了）とします。

(6) 事業規模

研究開発項目②「生産プロセスのバイオフィアウンドリ基盤技術開発」

2021年度事業規模：15億円（令和2年度補正予算）

2022年度事業規模：10億円※

2023年度事業規模：10億円※

2024年度事業規模：8億円※

2025年度事業規模：6億円※

2026年度事業規模：5億円※

※想定額

### 3. 応募要件

応募資格のある法人は、次の(1)～(7)までの条件、「基本計画」及び「2021年度実施方針」に示された条件を満たし、本公募要領の2. 事業内容(3)取組の全体提案ができ、単独又は複数で受託を希望する企業等とします。

- (1) 当該技術又は関連技術を用いた事業実績、または研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- (2) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金及び設備等の十分な管理能力を有し、かつ情報管理体制等を有していること。
- (3) NEDO がプロジェクトを推進する上で必要とする措置を、委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
- (4) 企業等がプロジェクトに応募する場合は、当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有していること。
- (5) 研究組合、公益法人等が応募する場合は、参画する各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有するとともに、応募する研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。
- (6) 複数の企業等が共同してプロジェクトに応募する場合は、実用化・事業化に向けた各企業等間の責任と役割が明確化されていること。
- (7) 本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業等（大学、研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な場合は、国外企業等との連携により実施することができる。

### 4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って「提案書」を作成し、その他提出書類とともに以下の提出期限までにアップロードを完了させてください。なお、持参、郵送、FAX 又は電子メールによる提出は受け付けません。ただし、NEDO から別途指示があった場合は、この限りではありません。

- (1) 提出期限： 2021年6月28日（月）正午アップロード完了

期限までにアップロードを完了できなかった提案書は、いかなる理由であろうとも無効とします。また、書類に不備等がある場合は審査対象とはなりませんので、「提案書作成上の注意」を熟読の上、注意して記入してください（提案書のフォーマットは変更しないでください）。

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、ウェブサイトでお知らせいたします。

なお、NEDO 公式 Twitter をフォローいただくと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを Twitter で確認できます。

是非フォローいただき、御活用ください。

【参考】 NEDO 公式 Twitter

<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

(2) 提出先： Web 入力フォーム

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/8kzi6bon8e2z>

(3) 提出方法

(2) 提出先の Web 入力フォームで以下の①～⑳を入力いただき、㉑をアップロードしてください。アップロードファイル名は、半角英数字とし、アップロードするファイル提出書類毎に作成し、全て PDF 形式で、一つの zip ファイルにまとめてください。提出書類のファイル形式等の詳細は、「別添 10\_提案書類チェックリスト」の記載に従ってください。

提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。再提出の場合は、再度、全資料を再提出してください。

提出された提案書を受理した際には代表法人連絡担当者宛に提案受理の電子メールを送付いたします。

#### ■入力項目

- ①提案名(提案者が設定するテーマ名) (※)
- ②代表法人番号(13桁)
- ③代表法人名称
- ④代表法人連絡担当者氏名
- ⑤代表法人連絡担当者職名
- ⑥代表法人連絡担当者所属部署
- ⑦代表法人連絡担当者所属住所
- ⑧代表法人連絡担当者電話番号
- ⑨代表法人連絡担当者電子メールアドレス
- ⑩研究開発の概要(1,000文字以内)
- ⑪技術的ポイント(300字以内)(※)
- ⑫代表法人業務管理者(※)
- ⑬代表法人業務管理者電子メールアドレス
- ⑭研究体制(担当研究開発項目番号と法人名を入力。)  
例：委託先：××会社(分担項目1,2)、△△研究所(分担項目1)  
再委託先：○○大学(分担項目2)
- ⑮共同提案法人業務管理者名(複数の場合は、列記)(※)
- ⑯共同提案法人業務管理者名電子メールアドレス(複数の場合は、列記)
- ⑰利害関係者(※)
- ⑱研究期間(提案する研究期間を記載。)
- ⑲提案額(提案総額を入力。)
- ⑳初回の申請受付番号(再提出の場合のみ)
- ㉑提出書類((4)提出書類のアップロード)



#### ※利害関係の確認について

- NEDO は、採択審査にあたり大学、研究機関、企業等の外部専門家による「採択審査委員会」を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じております。
- その上で、採択審査委員の選定段階で、NEDO は利害関係者を排除すべく細心の注意を払っているところですが、採択審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の徹底を図ることといたしております。
- そこで、提案者の皆さまには、採択審査委員に事前提供する情報の入力をお願いしております。NEDO から①提案名、⑩技術的ポイント、⑫代表法人業務管理者、⑮共同提案法人業務管理者名を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の判断を促します。技術的なポイントについては、競合関係を特定することが可能と考える技術的なポイントを問題ない範囲で記載いただけますようお願いいたします。
- また、NEDO が採択審査委員を選定する上で、利害関係者とお考えになる者がいらっしゃる場合には、⑰利害関係者に任意で記載いただいても構いません。なお、採択審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとのコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合がございますので、御協力をお願いいたします。
- 提案者が大学や公的研究機関の場合は、業務管理者（本提案における事業者の研究開発の代表者）について、大学又は大学院に所属する研究者は学科又は専攻まで所属を、公的研究機関に所属する研究者は部門やセンターまで所属を記載ください。

例：〇〇株式会社

〇〇大学〇〇学部〇〇学科 教授 〇〇 〇〇  
〇〇大学院〇〇研究科〇〇専攻 教授 〇〇 〇〇  
〇〇研究所 〇〇部門 部門長 〇〇 〇〇

#### (4) 提出書類

- ・提案書（別添 1）
- ・研究開発成果の事業化計画書（別添 2）
- ・研究開発責任者候補及び業務管理者の研究経歴書、若手研究者（40 歳以下）及び女性研究者数の記入について（詳細は別添 3）
- ・ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（詳細は別添 4）
- ・NEDO 研究開発プロジェクトの実績調査票（詳細は別添 5）
- ・事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票（詳細は別添 6-1、2）
- ・e-Rad 応募内容提案書（詳細は(5)）
- ・会社案内（会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書）（提出先の NEDO 部課と過去 1 年以内に契約がある場合は不要）
- ・直近の事業報告書
- ・財務諸表（原則、円単位：貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）（3 年分）  
（なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出を求められます。）
- ・NEDO が提示した契約書（案）（本公募用に特別に掲載しない場合は、標準契約書を指します）に合意することが提案の要件となりますが、契約書（案）について疑義がある場合は、その内容を示す文書
- ・国外企業等と連携している、又はその予定がある場合は当該国外企業等が連携している、若しくは関心を示していることを表す資料（国外企業との共同研究契約書等の写し）

- ・提案書類チェックリスト（別添 10）

#### (5) 提出にあたっての留意事項

- ・ 提案書は日本語で作成してください。
- ・ 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- ・ 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。（受付番号の表示は受理完了とは別です。）
- ・ 入力・アップロード等の操作途中で提出期限になり完了できなかった場合、受け付けません。
- ・ 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- ・ 「3. 応募要件」を満たさない者の提案書又は不備がある提案書は受理できません。
- ・ 提案書に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。
- ・ 受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
- ・ 無効となった提案書その他の書類は、NEDOで破棄させていただきます。
- ・ 応募に際し、併せて府省共通研究開発管理システム（e-Rad）へ応募内容提案書を申請することが必要です。共同提案の場合には、代表して一事業者から登録を行ってください。この場合、その他の提案者や再委託、共同実施先については、研究分担者の欄に研究者の登録をお願いします。詳細は、e-Radポータルサイトを御確認ください。

【参考】 e-Radポータルサイト

<http://www.e-rad.go.jp/>

## 5. 秘密の保持

NEDO は、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提案書の添付資料「研究開発責任者候補及び業務管理者の研究経歴書（CV）」については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 3 条の定めにより、採択先決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。なお、e-Rad に登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

## 6. 委託先の選定

### (1) 審査の方法について

外部有識者による採択審査委員会と NEDO 内の契約・助成審査委員会の二段階で審査します。

採択審査委員会では必要に応じてヒアリング審査や資料の追加等を複数回お願いする場合があります。審査の過程で提案内容の見直しを依頼する場合があります。契約・助成審査委員会では、事前審査の結果を踏まえ、NEDO が定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。

なお、委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

## (2) 審査基準

### a. 採択審査の基準

- i. 提案内容が基本計画の目的、目標に合致しているか（不必要な部分はないか）。
- ii. 提案された方法に新規性があり、技術的に優れているか（最新技術を取り込む計画、対応できる生産量や微生物の種類等の範囲の広さ、対応できる分離精製方法、新たな実証テーマに対応できる設備のフレキシビリティ等）
- iii. 提案内容・研究計画は実現可能か（技術的可能性、計画、中間目標の妥当性、提案者自身による微生物による物質生産の経験やスケールアップ検討の経験、微生物を用いた商用生産の経験、細胞の加工・調整やプロセスデータの取得・解析等各種プロセスの経験や配慮、公的な第三者機関等中立的な立場から指導・助言を仰ぐ体制等）、共同提案の場合、各者の提案が相互補完的であるか
- iv. 応募者は本研究開発を遂行するための高い能力を有するか（関連分野の開発等の実績、再委託予定先等を含めた実施体制、優秀な研究者等の参加、プロジェクト実施期間終了後の実費相当による拠点運用及びその後の自立運営を行うための具体的な事業計画等）。
- v. 応募者が当該研究開発を行うことにより国民生活や経済社会への波及効果は期待できるか（成果の実用化・事業化が見込まれるか。自らが実用化・事業化を行わない場合にはどのような形で製品・サービスが実用化・事業化されることを想定しているか、生産実証を行うユーザー機関テーマの事業化をいかに効率的に支援できるか。実用化・事業化に向け、平行して行われるべき知財・標準化の検討は十分か。カーボンリサイクル実現を加速する等地球環境課題解決への貢献度等）。
- vi. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（平成 28 年 3 月 22 日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第 24 条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）に対しては加点評価されることとなります。）
- vii. 総合評価

なお、採択審査における v. 応募者の能力、vi. 事業化による波及効果の評価については、中堅・中小・ベンチャー企業が直接委託先であり、研究開発遂行や実用化・事業化にあたっての重要な役割を担っている場合に加点します。

また、若手研究者（40 歳以下）や女性研究者が研究開発責任者もしくは主要研究者として登録され、当該研究者の実績や将来性等を加味した提案になっている場合に加点します。

### b. 契約・助成審査委員会の選考基準

次の基準により委託予定先を選考するものとする。

- i. 委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。
  1. 開発等の目標が NEDO の意図と合致していること。
  2. 開発等の方法、内容等が優れていること。

3. 開発等の経済性が優れていること。
- ii. 当該開発等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。
  1. 関連分野の開発等に関する実績を有すること。
  2. 当該開発等の行う体制が整っていること。  
(再委託予定先等を含む。なお、国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特に NEDO の指定する相手国の研究開発支援機関の支援を受けようとしている(または既に受けている)場合はその妥当性が確認できること。)
  3. 当該開発等に必要な設備を有していること。
  4. 経営基盤が確立していること。
  5. 当該開発等に必要な研究者等を有していること。
  6. 委託業務管理上 NEDO の必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。なお、委託予定先の選考に当たって NEDO は、以下の点を考慮します。
  - ・ 優れた部分提案者の開発等体制への組み込みに関すること。
  - ・ 各開発等の開発等分担及び委託金額の適正化に関すること。
  - ・ 競争的な開発等体制の整備に関すること。
  - ・ 一般社団法人若しくは一般財団法人又は技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。

### (3) 委託先の公表及び通知

#### a. 採択結果の公表等

採択した案件（実施者名、事業概要）は NEDO のウェブサイト等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

#### b. 採択審査員の氏名の公表について

採択審査員の氏名は、採択案件の公開時に公開します。

#### c. 附帯条件

採択に当たって条件（提案した再委託は認めない、他の機関との共同研究とすること、再委託研究としての参加とすること、NEDO 負担率の変更、予算配分・計画の見直し等）を付す場合があります。

### (4) スケジュール（予定）

2021 年      3 月 30 日（火）： 公募開始  
                  4 月 6 日（火）： 第 1 回公募説明会（オンライン開催）  
                  4 月 13 日（火）： 第 2 回公募説明会（オンライン開催）  
                  6 月 28 日（月）： 公募締切  
                  7 月-8 月： 審査期間（採択審査委員会、契約・助成審査委員会）  
                  8 月： 採択決定

## 7. 留意事項

### (1) 契約及び委託業務の事務処理等について

新規に業務委託契約を締結するときは、最新の業務委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、NEDO が提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。委託業務事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDO が運用する「NEDO プロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須になります。

なお、利用に際しては利用規約 (<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>) に同意の上、

利用申請書を提出していただきます。

【参考】

- ・委託事業の手続き：約款・様式 <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
- ・委託事業の手続き：マニュアル <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

(2) 研究開発独立行政法人から民間企業への再委託

研究開発独立行政法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりません。

(3) 研究開発計画の見直しや中止

ステージゲート方式の採用により、研究開発の途中段階で実施内容の見直しや研究開発を中止する場合があります。

(4) 事業化計画書

契約締結後に業務委託契約約款第 27 条第 2 項又は共同研究契約約款第 29 条第 2 項に該当する事象が生じた場合は、速やかに「研究開発成果の事業化計画書」（別添 2）を変更し提出していただきます。

(5) 研究開発責任者候補及び業務管理者の研究経歴書の記入（詳細は別添 3）

提案書が共同提案による場合は、「研究開発責任者」候補を記載し、研究経歴書を提出していただきます。また、各提案者の研究開発の責任者となる「業務管理者」の研究経歴書を提出していただきます。

(6) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（詳細は別添 4）

提案書の実施体制に記載される委託先について、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）の状況を記載していただきます。

(7) NEDO 研究開発プロジェクトの実績調査票の記入（詳細は別添 5）

過去に実施した NEDO の研究開発プロジェクトの成果について調査票に記載していただきます。なお、本調査は採択審査に活用しますので、必ず御提出をお願いいたします。

(8) NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票（詳細は別添 6）

提案書の実施体制に記載する全ての提案者（再委託等は除く。）において、プロジェクトを遂行する上で取得又は知り得た保護すべき一切の情報（機微情報）に関して、機微情報の保持に留意して漏えい等防止する責任を負うことから、提案時又は契約締結時に予定する関係規程の整備や機微情報を取扱う者の体制の構築等についての確認票を提出していただきます。

なお、情報管理体制等を有することを提案者の応募要件としているため、全ての確認項目に対して、採択後の契約締結時までに対応する必要があります。（仮に、契約締結時まで未対応の場合には応募要件を満たさなかったものとして不採扱扱いとなります。）

(9) 追跡調査・評価

研究開発終了後、本研究成果についての追跡調査・評価に御協力いただきます。追跡調査・評価については、添付の参考資料1「追跡調査・評価の概要」を御覧ください。

(10) 知財マネジメント（詳細は、別添7）

本プロジェクトは、知財マネジメント基本方針を適用し、産業技術力強化法第17条（日本版バイ・ドール規定）が適用されます。本プロジェクトの成果である特許等について、「特許等の利用状況調査」（バイ・ドール調査）に御協力をいただく場合があります。

(11) データマネジメント（詳細は、別添8）

本プロジェクトはデータマネジメント基本方針のうち【委託者指定データを指定しない場合】を適用します。

(12) 標準化への対応

技術開発成果の社会実装や国際展開に、標準が有効なツールとなることがあります。そのため、本プロジェクトでは、事業開始時に、NEDOと標準に関する検討を実施していただく場合があります。検討の結果、市場・技術の特性・戦略・ビジネスモデル等に標準が合致すれば、必要に応じプロジェクト実施期間中から、当該技術開発成果のISO・IEC等の標準化に取り組んでいただきます。

(13) 「国民との科学・技術対話」への対応

本事業を受託する事業者は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科学・技術対話」という）に関する直接経費の計上が可能です。本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

なお、本事業以外で自主的に本活動に取り組むことは妨げませんが、間接経費を活用して本活動を行った場合は実績報告書への記載等（本活動に係る事項のみで結構です）によりNEDOに報告してください。

【参考】「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

(14) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2）に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください： [経済産業省ウェブサイト](#)

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御参照ください： NEDO ウェブサイト

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

- a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合
- i. 当該研究費について、不正の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
  - ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDO との契約締結や補助金等の交付を停止します。  
(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 6 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
  - iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDO の事業への応募を制限します。  
(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1～5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。)
  - iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i～iii の措置を講じることがあります。
  - v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

- b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDO では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

#### (15) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、NEDO は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDO ウェブサイト

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

a. 本事業において不正行為があると認められた場合

i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。

ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。

(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間)

iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDO の事業への翌年度以降の応募を制限します。

(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間)

iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。

v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. NEDO における研究不正等の告発受付窓口

NEDO における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール：[helpdesk-2@ml.nedo.go.jp](mailto:helpdesk-2@ml.nedo.go.jp)

ウェブサイト： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口



[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

(16) 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動

2020年度以降の新規契約について、大学又は国立研究開発法人等で雇用される40歳未満(40歳となる事業年度の終了日まで)の若手研究者による当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動の実施を可能とします。

なお、採択決定後、大学又は国立研究開発法人等は、実施計画書に予めその旨を記載し、その実績を従事日誌又は月報等により当機構に報告することになります。

【参考】競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>

(17) RA(リサーチアシスタント)等の雇用

第3期、第4期及び第5期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。

本プロジェクトにおいてもRA(リサーチアシスタント)等の研究員登録が可能であり、本プロジェクトで、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本プロジェクトを通じて知り得る秘密情報を取り扱うRA等は、NEDOと契約を締結する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本プロジェクトに直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

【参考】内閣府 科学技術基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index5.html>

(18) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表(詳細は、別添9)

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、採択決定後、NEDOとの関係に係る情報をNEDOのウェブサイトで公表することがありますので御了知ください。なお、本公募への応募をもって同意されたものとみなします。

(19) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制\*が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供

やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

- c. 本委託事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結時において、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本委託事業終了のいずれか早い方までの体制構築を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。
- d. 安全保障貿易管理の詳細については、以下をご覧ください。
- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>  
(Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html> )
  - ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
  - ・ 一般財団法人安全保障貿易センター <https://www.cistec.or.jp/>
  - ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）  
[https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law\\_document/tutatut07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatut07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)

## (20) 重複の排除

国（国立研究開発法人等を含む）が助成する他の制度（補助金、委託費等）において、過去実施した事業または現在実施中の事業と今回提案された事業が、同一の提案者による同一の研究開発課題（配分される研究開発の名称及びその内容をいう。）と判断された場合、採択は行いません。

## (21) 研究開発資産の帰属・処分について

### ①資産の帰属

委託業務・共同研究業務（企業・公益法人等が委託先・共同研究先の場合）を実施するために購入し、または製造した取得資産のうち、取得価額が50万円（消費税込）以上、かつ法定耐用年数が1年以上の資産については、NEDOに所有権が帰属します。（約款第20条第1項）

なお、委託先・共同研究先が、国立研究開発法人等（国立研究開発法人、独立行政法人）、大学等（国公立大学、大学共同利用機関、私立大学、高等専門学校）、地方独立行政法人の場合には、資産は原則として委託先・共同研究先に帰属します。

### ②資産の処分

委託先は、業務委託契約に基づき委託事業期間終了後、有償により、NEDO帰属資産をNEDOから譲り受けることとなっています。その際の価額は、事業終了日の残存価額となります。（約款第20条の2第1項・第3項）

## 8. 説明会の開催

下記のとおり説明会を開催し、当該委託業務及び提案公募に係る内容、契約に係る手続き、提案書類等の説明会をオンラインにて実施します。応募を予定される方は可能な限り出席してください。なお、説明会は日本語で行います。出席希望の企業等は、下記ウェブサイトより所属機関名、出席者氏名、出席者の連絡先（TEL番号、電子メールアドレス）を入力して参加者登録をお願いします。申込者のメールアドレス宛に説明会案内を差し上げます。

説明会（1回目）

日時： 2021年4月6日（火）13時00分～15時00分

（参加者登録締め切り：2021年4月5日（月）正午）

参加登録フォームウェブサイト：

<https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=tsVRkTMjnUKr8AN49eWDwek84Y3ThHZIgtvDrPp5uZRURjFTVEs1M1M5Sk5UNjVNVk0wRVFKQU05RS4u>

説明会（2回目）

日時： 2021年4月13日（火）13時00分～15時00分

（参加者登録締め切り：2021年4月9日（金）正午）

参加登録フォームウェブサイト：

<https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=tsVRkTMjnUKr8AN49eWDwek84Y3ThHZIgtvDrPp5uZRURjFTVEs1M1M5Sk5UNjVNVk0wRVFKQU05RS4u>

説明会の内容は各回とも同じです。参加希望が少ない回は中止とさせていただくことがあります。

## 9. 問い合わせ先

本事業の内容及び契約に関する質問等は説明会で受け付けます。それ以降のお問い合わせは、2021年4月14日から6月23日の間に限り以下の問い合わせ先に電子メールで受け付けます。ただし審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

材料・ナノテクノロジー部 坂井・林・金田

電子メール：[bioproduction-koubo02@nedo.go.jp](mailto:bioproduction-koubo02@nedo.go.jp)

## 10. NEDO 事業に関する業務改善アンケート

NEDO では、NEDO 事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。

ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO 事業に関する業務改善アンケート」から、ご意見お寄せいただければ幸いです。なお、内容については、本プロジェクトに限りません。

[https://www.nedo.go.jp/shortcut\\_jigyoku.html](https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyoku.html)

## 関連資料

- 01\_「カーボンリサイクル実現を加速するバイオ由来製品生産技術の開発」基本計画
- 02\_2021年度実施方針
- 03\_公募要領
- 04\_別添1：提案書の様式
- 05\_別添2：研究開発成果の事業化計画書
- 06\_別添3：研究開発責任者候補及び業務者の研究経歴書、若手研究者（40歳以下）及び女性研究者数の記入について
- 07\_別添4：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について
- 08\_別添5：NEDO研究開発プロジェクトの実績調査票の記入について
- 09\_別添6-1：NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票
- 10\_別添6-2：NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票（研究・実証事業用）
- 11\_別添7：カーボンリサイクル実現を加速するバイオ由来製品生産技術の開発における知財マネジメント基本方針
- 12\_別添8：NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメント基本方針

13\_別添 9：契約に係る情報の公表について

14\_別添 10：提案書類チェックリスト

15\_参考資料 1：追跡調査・評価の概要

業務委託契約書（案）及び業務委託契約約款（本公募用に特別に掲載しない場合は、「業務委託契約標準契約書」を指します）